

## 大阪・関西万博における時間外労働の上限規制の適用を厳格に求める意見書

大阪・関西万博を主催する2025年日本国際博覧会協会（万博協会）が、パビリオンの建設が遅れ2025年の開催が間に合わないことを危惧し、政府に、建設業界の時間外労働の上限規制を万博に適用しない旨求めているとの報道があります。これは業界全体に求められていた長時間労働抑制の取組に逆行するものであります。

働き方改革関連法では時間外労働の上限（臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間以内、月100時間未満、2～6か月平均で80時間以内）が法定され、2019年4月から適用されてきました。ところが、建設業界は、人材不足等の影響により長時間労働が常態化していたことから、労働時間の上限規制の適用が5年間猶予され、2024年4月から適用されるものであります。同時に、下請け、一人親方、フリーランス等の「雇用によらない働き方」により建設業や資材搬入に関わる者が、しわ寄せによって長時間労働に陥らないような配慮が不可欠であります。

万博協会は「持続可能性に配慮した調達コード」に定め、「サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、違法な長時間労働（労働時間等に関する規定の適用除外となっている労働者については健康・福祉を害する長時間労働）をさせてはならない。」としています。万博協会が自ら定めた長時間労働禁止の調達コードを破り、建設現場の労働者に過酷な長時間労働を強いることを容認することは断じて許されません。

万博は「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに掲げています。しかし、労働者の命と健康を軽視する姿勢は万博のテーマ、開催理念に反するものであります。

よって、本市議会は、政府に対し大阪・関西万博における時間外労働の上限規制の適用を厳格に求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月27日

摂津市議会